

## 久留米市販路開拓促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市販路開拓促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 久留米市の中小企業者に対して、自社製品や自社技術、自社が取り扱う製品等を国内外の見本市又は展示会等（以下「見本市等」という。）に出展する場合に必要な経費の一部を補助し、当該中小企業者の販路開拓を支援することにより、市内企業の取引の促進や国際化、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

#### (2) オンライン見本市等

見本市等のうち、インターネットを通じて開催されるものをいう。なお、インターネットを通じた開催と対面での開催が同時に行われる場合を含む。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には補助しない。

(1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該影響に係る「接客業務受託営業」を営む者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員  
(以下「暴力団員」という。)
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) その他、本補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象者が、海外又は別表第1に定める国内の見本市等（オンライン見本市等を含む。）へ出展を行う事業（販売活動を主な目的としたものを除く。）とする。

- 2 前項の事業に出展する製品は、市内で自社が生産、製造若しくは開発した産品、製品若しくは技術又は自社が取り扱う製品等とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この要綱以外の制度に基づく補助金の交付を受け、又は受けることが決定している事業は、補助の対象としない。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は別表第2に定めるところによる。ただし、補助対象経費は、補助対象事業に必要なかつ適当と認められるものであって、原則として別に定める日までに支払いが確認できる経費に限る。

(補助金の交付回数)

第7条 補助金の交付は、国内・海外の区分に関わらず通算2回までとする。

- 2 当該年度内の交付回数は、国内・海外の区分に関わらず1回とする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条第1項の規定により申請書に添付する同項第1号から第3号までに掲げる書類の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 事業計画書 第1号様式
  - (2) 事業収支計画書 第2号様式
  - (3) 役員等調書及び照会承諾書 第3号様式
- 2 規則第4条第1項第4号の書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 暴力団排除に関する誓約書 第4号様式
  - (2) 出展する見本市等の内容、経費算出の根拠が確認できる書類
  - (3) 出展する製品の説明資料
  - (4) 市税の滞納なし証明書

- (5) 法人等の登記事項証明書の写し、個人事業者は確定申告書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(事業実績報告)

第9条 規則第15条の規定により報告する際に当該実績報告書に添付する同条第1号及び第2号の各書類の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 成果報告書 第5号様式
- (2) 収支決算書 第6号様式

2 規則第15条第3号の書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (2) 見本市等の写真（出展小間の様子が分かるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管)

第10条 補助金対象者は、補助金に係る帳簿及び関係書類について、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月20日から施行する。  
(久留米市販路開拓促進事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 久留米市販路開拓促進事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）は、廃止する。  
ただし、同日以前の日に交付したものの取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

国内における見本市等の補助対象事業

見本市等の規模	開催地域
募集小間数が100以上、又は 出展予定企業が100社以上	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の各県以外で開催されるもの

別表第2（第6条関係）

補助対象経費、補助率及び補助上限額

区分	補助率	補助上限額	補助対象経費
国内	1回目： 1/2	1回目： 20万円  2回目： 10万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展（小間）料及び展示装飾費</li> <li>・出展物輸送費</li> <li>・資料作成費（オンライン見本市等で活用するコンテンツ作成費等。オンライン見本市等に出展する場合に限る。）</li> <li>・その他市長が特に認める費用</li> </ul>
海外	2回目： 1/3	1回目： 30万円  2回目： 20万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展（小間）料及び展示装飾費</li> <li>・出展物輸送費</li> <li>・通訳経費</li> <li>・資料作成費</li> <li>・別表第3に定める旅費</li> <li>・その他市長が特に認める費用</li> </ul>

（備考）

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。
- 2 申請者自身の製品・サービス等に係る経費は、補助対象外とする。
- 3 この表に基づき算出された補助金の合計額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第6条関係）

旅費補助上限額

地域		旅費補助上限額	対象国・地域
A	東アジア・ 東南アジア	旅費（1人の旅費に限る。）の2分の1以内（当該額が5万円を超えるときは5万円とする）	中華人民共和国 香港 マカオ 台湾 大韓民国 モンゴル国 インドネシア共和国 カンボジア王国 シンガポール共和国 タイ王国 フィリピン共和国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 マレーシア ミャンマー連邦共和国 ラオス人民民主共和国 東ティモール民主共和国
B	その他の地域	旅費（1人の旅費に限る。）の2分の1以内（当該額が8万円を超えるときは8万円とする）	Aに含まれない全ての地域

（備考）

旅費とは、海外見本市出展要員として実施計画書に記載されている者の出張であって、業務に対する直接的な出張の旅費に限るものとし、事務的協議に係る出張の旅費は補助対象外とする。